

気仙沼警察署交通課からのお知らせ

【8月20日気仙沼市内の脇1丁目地内】

交通死亡事故発生！

8月20日(日)の午後0時ころ、気仙沼市内の脇1丁目地内のBRT専用道路と市道が交わる信号交差点で、バスと自転車が衝突する交通事故が発生して、自転車の方が亡くなりました。

自転車を運転するみなさんへ

自転車を運転する際は

自転車安全利用五則

を守り、安全運転に努めましょう。

- ① **車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先**
自転車は、道路交通法上の車両と位置づけられており、道路を通行する場合、車道の左側を通行するのが原則です。
- ② **交差点では信号と一時停止を守って、安全運転**
信号機や一時停止標識に従い、きちんと安全を確認してから通行しましょう。
- ③ **夜間はライトを点灯**
自転車に乗る前にライトが点くか点検しましょう。
- ④ **飲酒運転は禁止**
お酒を飲んだときは、絶対に自転車を運転してはいけません。
- ⑤ **ヘルメットを着用**
自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



モウカザメのもーかちゃん